

第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画の基本的な方向等について

1 第六次滋賀県廃棄物処理計画（六次計画）

（１）六次計画の位置付け

廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第5条の5により県に策定が義務付けられた法定計画であり、同法第5条の2に基づき国が策定する「基本方針」に即して策定するもの。

（２）六次計画の基本的な方向

国の基本方針（令和7年2月閣議決定）に定められた基本的な方向に即する。

- ・ **循環経済（サーキュラーエコノミー）** への移行へ向けた取組の推進
- ・ 廃棄物の排出抑制
- ・ 不法投棄・不適正処理の防止
- ・ 適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）の徹底
- ・ 適正な処分の確保
- ・ 災害廃棄物の円滑な処理の確保

「第五次循環型社会形成推進計画（令和6年8月）」において国家戦略に位置付け

（３）六次計画の重点取組案

【現状と課題（資料1-1より）】

- 一般廃棄物の排出量および最終処分量は減少傾向にあるものの、再生利用率は低下傾向である。一方、産業廃棄物の県内総生産額1億円当たりの排出量は10年前と比較して減少しているものの、排出量、最終処分量および再生利用率は同程度で推移している。3Rの推進を強化してから25年が経過しており、現状の取組だけではこれ以上の大幅な改善は見込めないと考えられる。近年、世界的な資源制約の高まりや欧州で先行する製品への再生材利用を求める動きがあり、循環経済への移行が国家戦略に位置付けられたところである。本県においても資源循環を促し、循環経済への移行へ向けた取組を進めることが必要であると考えられる。
- 五次計画の重点取組である「プラスチックごみの発生抑制等の推進」については、マイバッグ・マイボトルが定着しつつあり、今後は、その他のワンウェイプラスチック製品の使用削減へ取組を拡大する必要がある。

➡ 循環経済への移行に向けた取組を推進し、滋賀県に適した資源循環の経済システムを構築することで、廃棄物の排出量および最終処分量の抑制等を更に促進する。

【現状と課題（資料1-1より）】

- 五次計画の重点取組である「災害廃棄物の円滑な処理体制の構築」については、市町災害廃棄物処理計画が県内全市町において策定されたところであり、今後は、実効性

確保に向けた取組をさらに推進するとともに、仮置場の確保に努める必要がある。

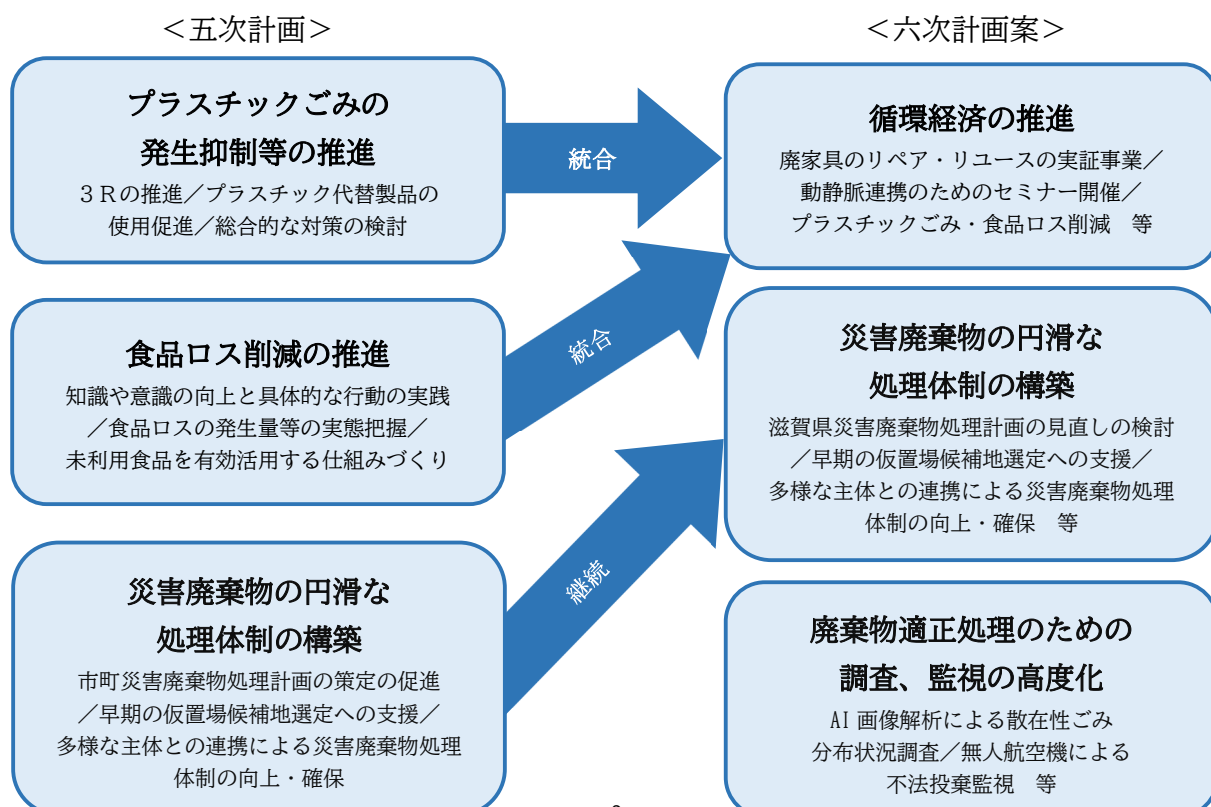
➡ 発災時の災害廃棄物の円滑な処理のため、実効性確保や仮置場の確保に向けた取組を推進する。

【現状と課題（資料 1-1 より）】

- 廃棄物の適正処理が推進されてきた。今後、より一層推進するためには、従来の取組に加え、デジタル技術を積極的に活用等することにより調査、監視を高度化することが有効であると期待される。その具体的取組として以下の取組が考えられる。
- 散在性ごみ対策：近年、琵琶湖へのプラスチックごみの流出が懸念されている。定点観測調査における散在性ごみの量は減少傾向にあるものの、県内の散在性ごみの状況は俯瞰的に把握できていない。散在性ごみをより一層減らすためには、散在性ごみの状況の調査・解析が必要である。その手法として、デジタル技術の活用が効果的・効率的であると考えられる。
- 不法投棄等対策：不法投棄等の新規発生件数は減少傾向である。比較的解決しやすい事案が減少した一方で早期解決が困難であることが多い不適正処理事案の案件数は下げ止まっており、結果として年度内解決率が低下傾向にある。早期解決のためには、早期発見が重要である。また今後は、未然防止にも注力することによる、不法投棄等対策を推進していく必要がある。その手法として、無人航空機やデジタル技術を活用することにより監視の高度化を図ることが有効であると期待される。

➡ 散在性ごみや不法投棄の対策等の継続して実施する廃棄物適正処理のための取組をさらに進めるため、デジタル技術の積極的な活用等による調査、監視の高度化を進める。

図表 五次計画と六次計画の重点取組の比較



2 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画（別冊）

（1）別冊の位置付け

食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項により都道府県が策定する法定計画（努力義務）であり、同法第11条第1項に基づき国が策定する「基本方針」に即して策定するもの。

- ・ 第2次基本方針が令和7年3月に閣議決定。
- ・ 第1次基本方針の内容に加え、食べ残し持ち帰りの促進等が追加。

（2）現状と課題の整理

【現状と課題（資料1-2より）】

- 食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合および「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数は目標をほぼ達成しており、食品ロスへの関心が高まってきたと考えられる。一方、食品ロスの認知度は目標に達しておらず、引き続き食品ロスの認知度を向上させ、食品ロス削減に関する実践行動を促していく必要がある。
- 食品ロスの発生量については、計画目標値付近を推移しており、微減、微増を繰り返している。食品ロスの発生量は、県民・事業者等の行動により左右されるものであるが、実践取組の推進に向けて粘り強く啓発を続けていくことが重要である。

➡ 食品ロスの認知度の向上、食品ロス削減に関する実践行動促進の取組を継続しつつ、国の基本方針に即して2030年の食品ロス発生量の目標達成に向けて新たな取組を取り入れる。

（3）別冊の基本的な方向案

第一次滋賀県食品ロス削減推進計画の施策の方向性を継続しつつ、第2次基本方針に即して食べ残しの新たな取組を取り入れる。

1 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

（1）教育及び学習の振興、普及啓発等（法第14条関係）

- ア 消費者に対する普及啓発
- イ 学校等における取組の推進
- ウ 地域における取組の推進

食べ残し持ち帰り促進等について新たに追加

（2）食品関連事業者等の取組に対する支援（法第15条関係）

（3）表彰（法第16条関係）

（4）情報の収集及び提供（法第18条関係）

2 食品ロスの発生量等の実態把握

（1）実態調査及び調査・研究の推進（法第17条関係）

3 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

（1）未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等（法第19条関係）